

平成 26年 9月 議会

第1委員会報告資料

目 次

- |   |  |           |
|---|--|-----------|
| 1 | 報告第53号 体育館の管理のかしに基づく損害賠償額の決定<br>に関する専決処分について | ..... 1 頁 |
| 2 | NPO・ボランティア交流センターの移転について                      | ..... 5 頁 |
| 3 | 福岡市総合体育館(仮称)整備運営事業実施方針の策定等について               | ..... 9 頁 |
|   | (別冊資料1) 実施方針(案)                              |           |
|   | (別冊資料2) 業務要求水準書(案)                           |           |

市 民 局



# 1 報告第 53 号 体育館の管理のかしに基づく損害賠償額の決定

## に関する専決処分について

市長の専決処分事項に関する条例の規定により、体育館の管理のかしに基づく損害賠償の額を決定することについて、平成 26 年 8 月 25 日次のように専決処分した。

### 1 損害賠償の相手方及び損害賠償額

損害賠償の相手方	損害賠償額
(※) 福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載していません。	21,130 円

### 2 事件の概要

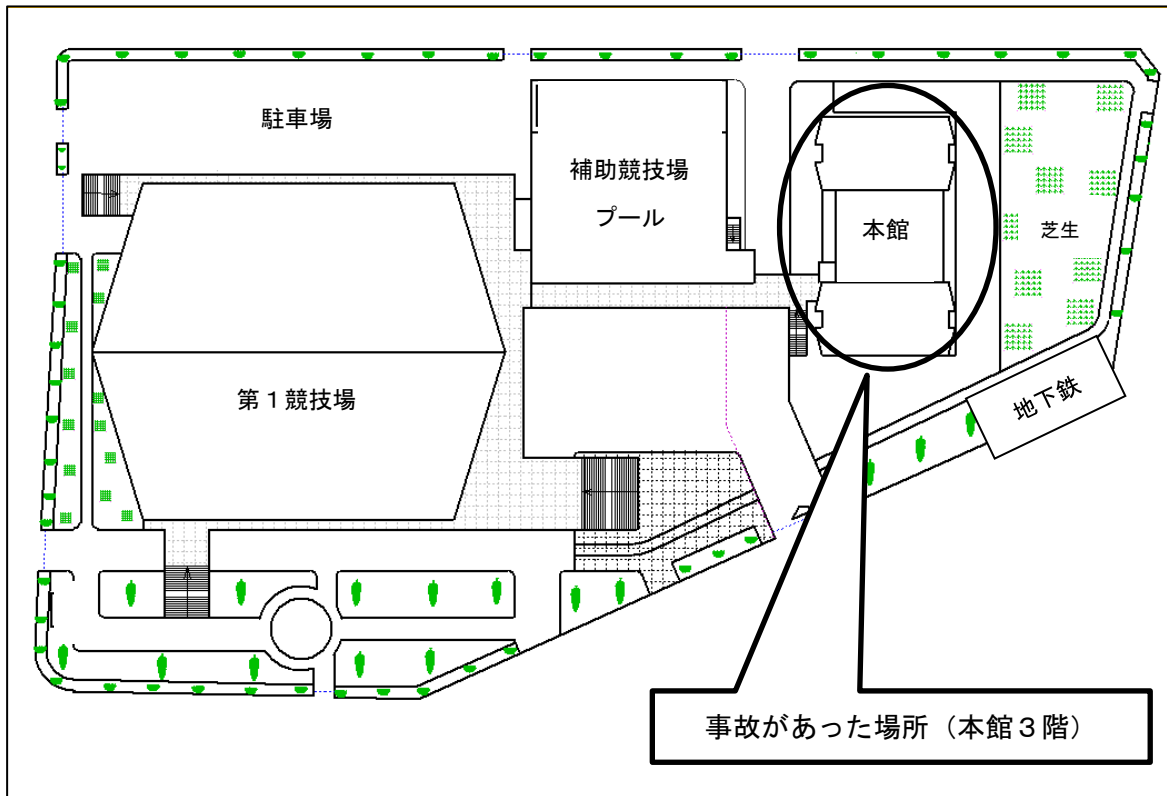
平成 26 年 5 月 11 日午後 1 時 50 分頃、相手方〇〇〇〇氏が、市民体育館本館のフェンシング室において格闘技の練習中に床に転がった状態で運動していた際、床板の一部が衣服に引っかかって剥がれ、でん部に刺さり負傷し、損害が生じたものである。

●福岡市民体育館（博多区東公園8番2号）



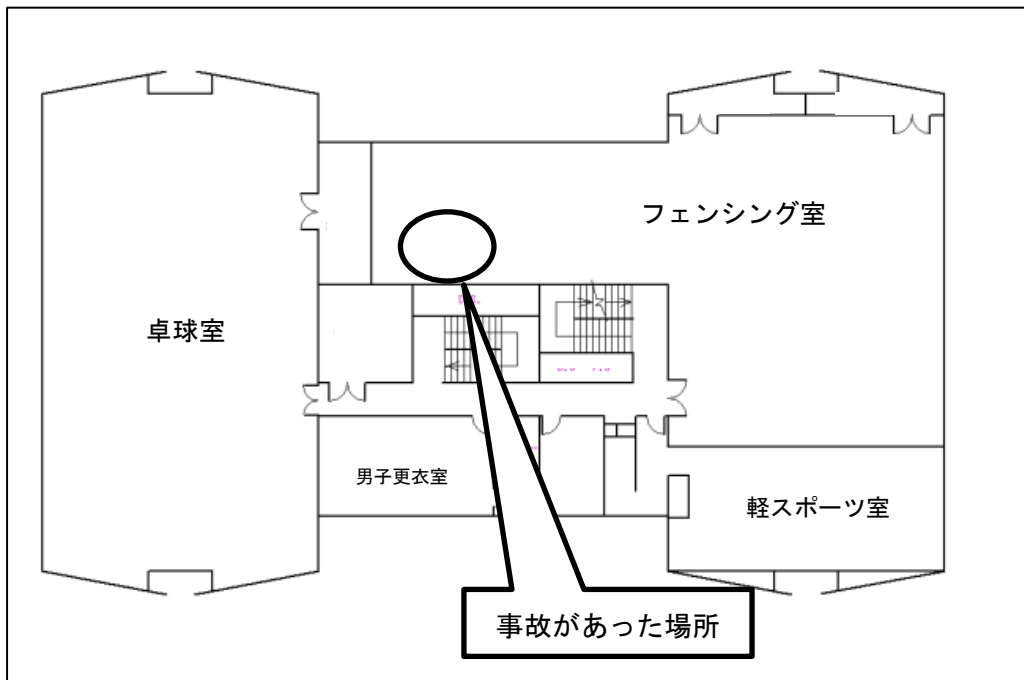
事故があった場所（本館3階）

●施設配置図



事故があった場所（本館3階）

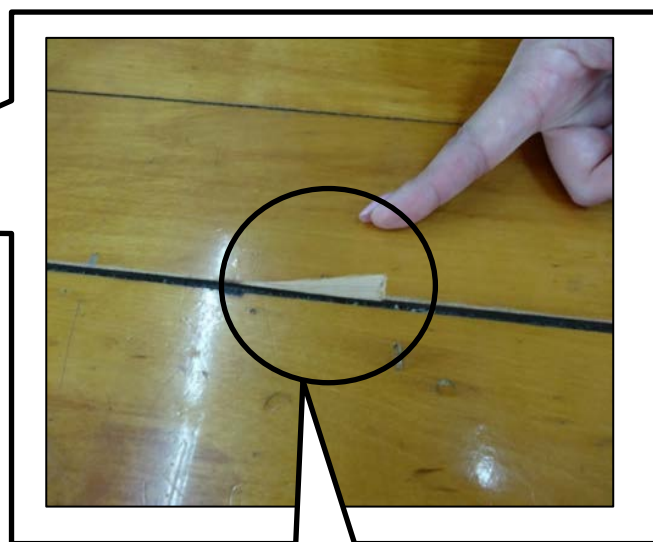
●本館 3階



●フェンシング室



●剥がれた箇所



約 5 cm × 1 cm × 0.2 cm



## 2 NPO・ボランティア交流センターの移転について

NPO・ボランティア交流センター（あすみん）は、平成27年度末の青年センター廃止に伴い、平成28年4月（予定）に、中央児童会館等建替え施設へ移転することについて報告するもの。

### 1 建物の概要

	移転後	現在
所在地	中央区今泉一丁目 （中央児童会館等建替え施設 4階）	中央区大名二丁目 （青年センター5階）
入居年月	平成28年4月（予定）	平成14年10月
建物（構造，階数）	鉄骨造 7階建て+塔屋階	鉄筋コンクリート造5階建て
民間施設階数	民間：1～3階	全て公共施設
公共施設階数	公共：4～7階+屋上	
総床面積（屋上含む）	約5,420㎡	約1,719㎡
内，NPO・ボランティア交流センター専有面積	約510㎡ 外，4階共用部 約180㎡ 合計 約690㎡	380.46㎡ 外，1階共用部 130.60㎡ 合計 511.06㎡
駐車場形式（台数）	11台（予定）（内訳：隔地9台， 1階2台）	無し
駐輪場形式（台数）	75台（予定）（幅広自転車用， 自動二輪車用含む）	約20台

※参考資料（別紙1）：施設イメージ（予定）

### 2 移転スケジュール（予定）

- 平成27年3月 NPO・ボランティア交流センター条例改正案上程  
予算案（移転費用）上程
- 平成27年12月 「指定管理者の指定について」議案上程
- 平成28年3月 NPO・ボランティア交流センター移転，開館準備
- 平成28年4月 開館

### 3 移転後のセンターの機能強化について

平成 24 年 3 月策定の「市民公益活動の推進に係る施策 基本方針」において、「センター機能の強化」を施策の一つに位置付けており，移転後の機能について，市民公益活動推進審議会で審議するとともに，センター利用者からの意見も反映し，機能強化を計画している。

#### (1) 会議室（セミナールーム）面積の拡充

現在，利用率が 90%を超えている会議室（セミナールーム）の面積の拡充を行うとともに，小会議室を新設する。

	移転後	現在
会議室 (セミナールーム)	2 室 ・大会議室 (約 140 m <sup>2</sup> ) 定員約 100 名 ※ 2～3 室 (定員約 30 名) に区切ったの使用も可能とする。 ・小会議室 (約 20 m <sup>2</sup> ) 定員約 10 名	1 室 (62 m <sup>2</sup> )，定員 45 名

#### (2) 市民向け情報提供エリアと団体活動支援エリアの分離

市民が気軽に立ち寄り情報を得ることができる場を提供するとともに，利用団体への支援をよりきめ細やかに行い，活動が行いやすい場を提供するため，市民向け情報提供エリアと団体活動支援エリアの分離を行う。

また，建物内の回遊性をふまえ，特に公益活動に対する若年層の理解促進を図るため，市民向け情報提供エリアを充実する。

#### (参考) 中央児童会館等建替え整備事業における公共施設賃料と地代

※30 年間分：平成 25 年 6 月議会にて報告

公共施設賃料総額 2,880,891,034 円

地代総額 1,629,864,000 円

差引公共負担額 1,251,027,034 円 (年額 約 41,700 千円)

公共部分面積 (専有部) 約 2,400 m<sup>2</sup>  
うち，NP0・ボランティア交流センター 約 510 m<sup>2</sup>



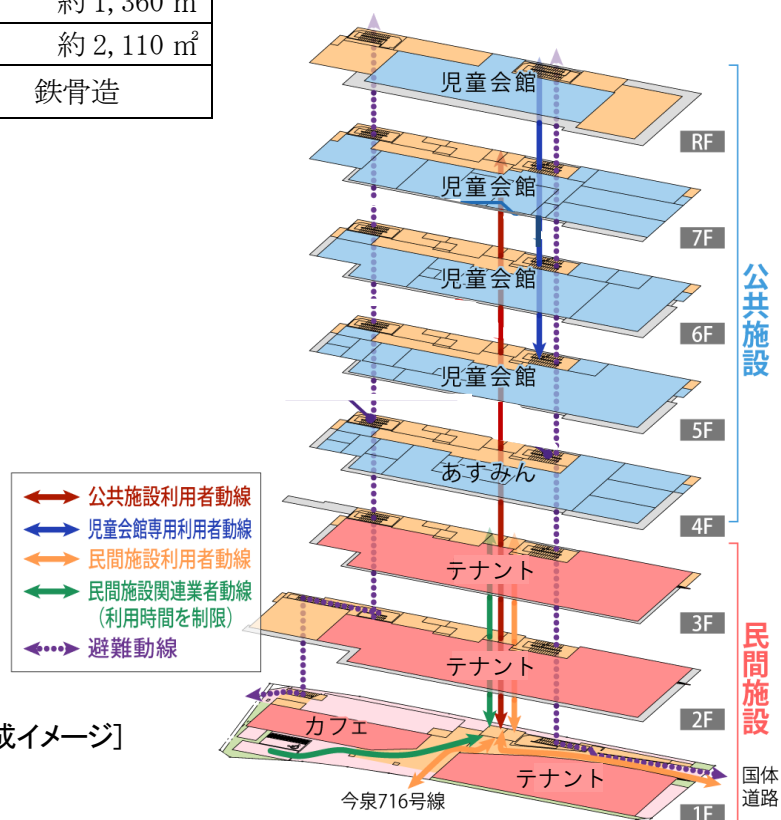
(参考資料) 施設イメージ(予定)

[施設外観イメージ](予定)



建物の概要	総床面積(屋上含む)	約 5,420 m <sup>2</sup>
	公共部分	約 2,400 m <sup>2</sup>
	(うち屋上専有部分)	(約 290 m <sup>2</sup> )
	民間部分	約 1,660 m <sup>2</sup>
	共用部	約 1,360 m <sup>2</sup>
	[再]公共部分(屋上除く)	約 2,110 m <sup>2</sup>
	構造	鉄骨造

[フロア構成イメージ]





### 3 福岡市総合体育館（仮称）整備運営事業実施方針の策定等について

福岡市総合体育館（仮称）整備運営事業（以下「本事業」という。）について、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）」第5条に基づき、平成25年4月策定の基本計画を踏まえた実施方針（案）を取りまとめたので報告するもの。

また、併せて、事業者募集の際に、福岡市が本事業において事業者を求める業務の内容等について示す業務要求水準書（案）を取りまとめたので報告するもの。

なお、実施方針（案）及び業務要求水準書（案）については、今後、事業者に対して公表し、事業者からの有益な意見等を踏まえ、見直し及び変更を行う場合がある。

#### 1 実施方針（案）の概要

##### （1）事業目的

本事業は、福岡市のスポーツ振興に大きな役割を担い、福岡市スポーツ振興計画における「スポーツとのかかわりを通して、充実した市民生活と、活気あふれる地域社会を実現する」との理念を実現できるよう、市民体育館及び九電記念体育館が担っている全市的なスポーツ拠点としての機能を引き継ぎ、子どもから高齢者、障がい者など市民のだれもがスポーツ・レクリエーション活動に親しみ、また、各種スポーツ大会などが開催される市の新たなスポーツ拠点となる体育館を整備するものである。

##### （2）事業概要

###### ① 施設概要

- ・事業用地 福岡市東区香椎照葉六丁目
- ・敷地面積 約40,268㎡

###### ② 事業方式

事業者が施設の設計及び建設を行い、福岡市に施設の所有権を移転した後、運営・維持管理業務を行う方式（B T O : Build-Transfer-Operate）とする。

###### ③ 事業期間

事業契約締結日から平成46年3月31日までとする。

###### ④ 事業の範囲

- ・施設整備業務
- ・開業準備業務
- ・運営業務
- ・維持管理業務

##### （3）事業スケジュール（予定）

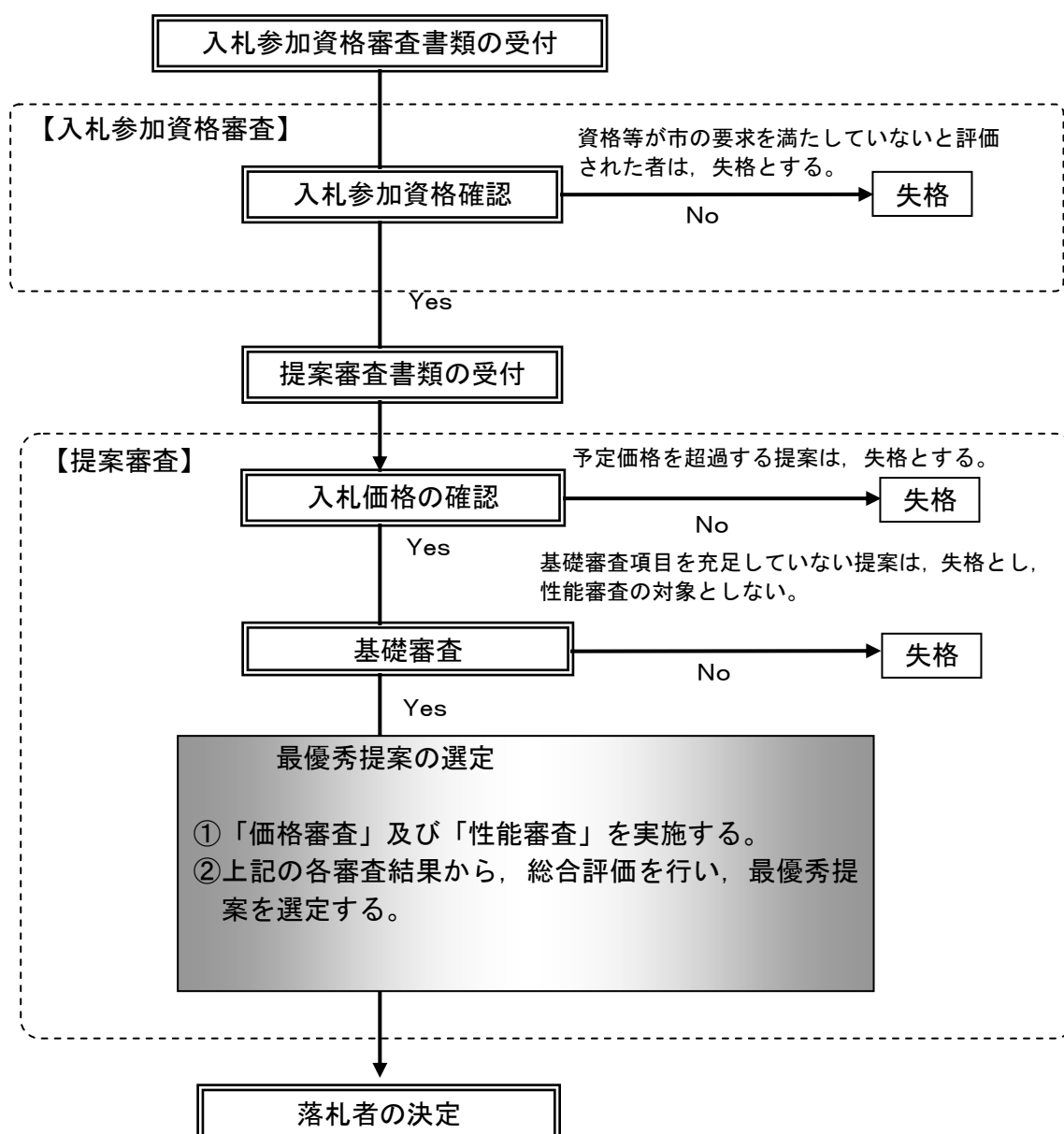
- ①事業契約の締結 平成28年3月
- ②設計・建設期間 事業契約締結日～平成30年9月末日
- ③開館準備期間 平成30年10月1日～平成30年11月末日
- ④供用開始日 平成30年12月1日
- ⑤運営・維持管理期間 平成30年12月1日～平成46年3月末日

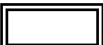
#### (4) 事業者の募集・選定方法等


本事業は、事業者に対して体育館の整備に加え、運営・維持管理並びにこれに付随する一切の業務を長期間にわたり確実に遂行できる総合的な能力を求める。このため、事業者の選定に当たっては、入札価格に加え、事業者の設計能力、施工能力、運営能力、維持管理能力、資金調達能力や事業計画の妥当性等を総合的に評価する総合評価一般競争入札方式により行う。

なお、本事業は、WTO政府調達協定の対象となり、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）が適用される予定である。

#### (5) 事業者選定の手順



※  … 福岡市が行う審査等

 … 福岡市総合体育館（仮称）整備運営事業者選定委員会が行う審査等

福岡市総合体育館（仮称）整備運営事業者選定委員会 委員名簿

委員長	上和田 茂	学識経験者（建築）	九州産業大学副学長
副委員長	森田 昌嗣	学識経験者（建築）	九州大学大学院芸術工学研究院教授
委員	谷川 徹	学識経験者（経済）	九州大学産学連携センター副センター長
委員	古賀 靖子	学識経験者（建築）	九州大学大学院人間環境学研究院准教授
委員	木部 正俊	スポーツ関係	（公財）スポーツ協会専務理事
委員	金口 浩治	行政	福岡市市民局スポーツ推進部長

**（6）入札参加資格要件**

入札参加者は、本事業を実施するために必要な能力を備えた法人で構成されるグループとし、入札に参加しようとする事業者から、資格確認書類の提出を求める。

なお、参加表明書及び資格確認書類の提出方法、時期、その他必要な書類の詳細等については、入札参加説明書において提示する。

① 共通の参加資格要件

- ・市税等を滞納していないこと。
- ・福岡市から競争入札参加停止、競争入札参加資格取消及び排除措置を受けていないこと。
- ・本事業におけるアドバイザー業務受託者及び事業者選定委員会の委員と密接な関連がある者でないこと。 など

② 個別の参加資格要件

ア 設計業務

（ア）一級建築士事務所の登録

（イ）福岡市競争入札有資格者名簿（委託：建築設計）への登載

（ウ）平成16年4月1日以降に延床面積5,000㎡以上かつ主たる体育室の競技床面積1,000㎡以上の体育館の新築工事の実設計実績

※複数の設計企業で実施する場合は、（ウ）の要件については1者が満たせば良い。

イ 工事監理業務

（ア）一級建築事務所の登録

（イ）福岡市競争入札有資格者名簿（委託：建築設計）への登載

（ウ）平成16年4月1日以降に延床面積5,000㎡以上かつ主たる体育室の競技床面積1,000㎡以上の体育館の新築工事の工事監理実績

※複数の工事監理企業で実施する場合は、（ウ）の要件については1者が満たせば良い。

ウ 建設業務

（ア）建設工事に係る特定建設業の許可

（イ）福岡市競争入札有資格者名簿（工事）への登載

（ウ）建設工事の種類に応じて、経営事項審査における総合評点値が、建築一式900点以上、土木一式900点以上、電気工事820点以上、管工事800点以上

（エ）建築一式工事につき特定建設業の許可かつ経営事項審査における建築一式の総合評点値が1,100点以上

（オ）平成16年4月1日以降に延床面積5,000㎡以上かつ主たる体育室の競技床面積1,000㎡以上の体育館の新築工事の施工実績

※複数の建設企業で実施する場合は、（エ）及び（オ）の要件については1者が満たせば良い。

エ 運営業務

平成16年4月1日以降に体育館に関する1年以上の運営実績  
※複数の運営企業で実施する場合は、1者が満たせば良い。

オ 維持管理業務

平成16年4月1日以降に体育館又は興行場に関する1年以上の維持管理実績  
※複数の維持管理企業で実施する場合は、1者が満たせば良い。

## 2 業務要求水準書(案)の概要

### (1) 施設整備業務に関する主な要求水準

#### ① 施設整備方針

ア 生涯スポーツ施設としての役割

様々な年齢層、幅広いスポーツレベルの利用者へ生涯にわたって豊かなスポーツ活動、健康づくりを「する」場の提供やスポーツ・レクリエーション活動を通じた交流の拠点として整備する。

イ スポーツ大会施設としての役割

市民レベルのスポーツ大会や競技スポーツの振興拠点としての役割とともに、国際大会、全国大会、九州大会などの大規模大会が開催されるスポーツコンベンションの拠点として整備する。

ウ 立地環境を活かした施設整備

施設周辺の、公園や緑道、ウォーキングコースなどの恵まれたスポーツ・レクリエーション環境を利用して活動する市民の活動拠点となる体育館として整備する。

エ 環境にやさしい施設整備

「アイランドシティ環境配慮指針」の基本理念に掲げられている「人と地球にやさしい持続可能なまち」を実現するため、指針に定められた施設整備段階、利用・管理段階における環境配慮対策に取り組む。

#### ② 諸室の構成

部門	諸室等
メインアリーナ	アリーナ (3,105㎡以上)、観客席 (5,000席以上)、放送室、選手控室、役員室、審判員室、器具庫 等
サブアリーナ	アリーナ (1,728㎡以上)、観客席 (700席以上)、放送室、選手控室、役員室、器具庫 等
武道場	武道場、観客席 (200席以上)、更衣室、控室兼師範室、用具室 等
弓道場	弓道場、観客席 (100席以上)、審判室、更衣室、控室、稽古室 等
スポーツ活動諸室	トレーニング室、健康・体力相談室、体力測定室、多目的室、更衣室、キッズルーム、ジョギングコース 等
その他諸室	研修・会議室、喫煙室、医務室、事務室、応接室 等

ア アリーナ

メインアリーナ及びサブアリーナを計画し、次のような利用者の多様なニーズに応じた運営を可能にすること。

- ・各種公式競技の開催が可能になる。
- ・メインアリーナでの大会開催時にもサブアリーナで市民の一般利用が可能となる。
- ・メインアリーナとサブアリーナで、別々の大会を同時に開催できる。
- ・メインアリーナとサブアリーナを同時に使用することにより、1日で多数の試合を行う必要がある全国大会等の大規模大会や中学・高校・市民レベルの各種スポーツ大会などを開催できる。

#### (ア) メインアリーナ

- ・面積は、バスケットボールコートが3面、バレーボールコートが4面設置でき、ハンドボールコートやフットサルコートが2面設置できる3,105㎡(45m×69m)以上とする。
- ・総観客席数5,000席以上(1階可動観客席1,800席以上、2階観客席3,000席以上)とする。
- ・選手控室、審判員室、放送室、器具庫等を設置する。
- ・器具庫は、メインアリーナに直接器具を出し入れできる配置とすること。

#### (イ) サブアリーナ

- ・面積は、バスケットボールコート2面、バレーボールコート3面が設置できる1,728㎡(36m×48m)以上とする。
- ・2階観客席は700席以上とする。
- ・放送室、器具庫等を設置する。なお、器具庫は、サブアリーナに直接器具の出し入れが可能であれば、メインアリーナと兼ねることも可とする。
- ・選手のスムーズな移動や機材の搬入等を考慮し、メインアリーナと同一フロアとする。

### イ 武道場

- ・柔道や剣道の公式試合場が4面設置できる広さとすること。
- ・可動間仕切りにより2部屋に分割できるようにし、1部屋は柔道の公式試合場が2面、1部屋は剣道の公式試合場が2面設置できること。
- ・200席以上の観客席を設けること。

### ウ 弓道場

- ・近的射場10人立ち以上とする。
- ・100席以上の観客席を設けること。
- ・誤射対策を十分に行うこと。

### エ スポーツ活動諸室

#### (ア) トレーニング室

- ・各種機器により運動負荷を与えることによる体力トレーニングを実施する場として設置する。

#### (イ) 健康体力相談室、体力測定室

- ・市民の健康や体力の測定を行い、健康づくりや体力づくり等に関する相談に応じるとともに、運動メニューの作成等を行う場として設置する。

#### (ウ) 多目的室

- ・エアロビクスの練習や卓球等の軽スポーツの利用、ダンススポーツなど多様なスポーツニーズに対応できる部屋として設置する。
- ・可動間仕切りにより分割することにより、様々な人数での利用に対応できるようにすること。

- ・ダンス等に利用できるように、少なくとも分割した1部屋には壁面に鏡を設置すること。
  - (エ) キッズルーム
    - ・乳幼児が安心して安全に遊びながら、体を動かす楽しさを体験できる場所とすること。
    - ・隣接して授乳やオムツ替えのスペース、幼児用トイレ等を設けるなど乳幼児の利用に配慮すること。
  - (オ) ジョギングコース
    - ・利用者のウォーミングアップ、クーリングダウンや全身持久力のトレーニングに利用できるようメインアリーナ観客席の外側に設置する。
  - (カ) 屋外活動用諸室
    - ・ウォーキングやジョギング、サイクリングなどの屋外スポーツを行う人が利用できるロッカーやシャワールーム等を設置する。
- オ その他諸室
- (ア) 研修・会議室
    - ・可動間仕切りで分割することにより、大会時の控室等として利用できるようにすること。
  - (イ) その他
    - ・事務室、医務室、応接室、喫煙室、談話・飲食等のスペースを設置すること。

## (2) 開業準備業務に関する主な要求水準

- ① 施設予約システムの整備
- ② パンフレットやインターネットホームページの作成
- ③ 開館式典及び内覧会等の実施

## (3) 運営・維持管理業務に関する主な要求水準

- ① 運営・維持管理業務に関する基本的な考え方
  - ア 生涯スポーツ施設として市民の「する」スポーツを支える
    - ・スポーツや健康に関する情報提供
    - ・様々な年代やそれぞれの関心等に応じた多様なスポーツ参加機会の提供
    - ・利用者相互の交流機会を創出できる仕組みづくり
  - イ スポーツ大会施設として市民の「する」、「みる」スポーツを支える
    - ・体育館の規模を活かした「する」機会の創出
    - ・国際レベルや全国レベルの大会の開催による「みる」機会の創出
  - ウ 立地環境を活かして市民の「する」スポーツを支える
    - ・屋外スポーツ愛好者へのサービスの提供
    - ・恵まれた周辺環境を活かしたサービスの提供
  - エ 効率的な施設運営
    - ・スポーツやレクリエーションによる利用を原則としつつ、その他の利用にも柔軟に対応
    - ・利用しやすい時間枠や開館時間の設定、継続的な利用を促す料金体系の導入



## ② 主な内容

### ア スポーツ振興業務

#### (ア) トレーニング等指導・相談

- ・施設利用者に対し、有資格者による健康体力づくりについてのアドバイスや相談を実施すること。
- ・施設・器具の適切な使用方法を指導すること。

#### (イ) スポーツ教室事業

- ・市民がスポーツや健康づくりを行うきっかけとするため、幼児、学生、勤労者、高齢者など様々な対象者に対して、それぞれの関心やニーズに応じた教室事業を実施すること。

### イ 指定管理者制度（利用料金制）の導入

本施設を公の施設とし、指定管理者制度（利用料金制）を導入して運営を行う予定である。なお、本施設の設置及びその管理に関する事項、並びに指定管理者に関する事項については、本施設の設置条例等に定める予定である。

### ウ 利用料金（施設利用料金、設備利用料金、駐車場利用料金 等）

利用料金については、本施設の設置条例に上限額を定める予定である。

事業者は、条例で定める上限額の範囲内において、市長の承認を得て利用料金を定めることとする予定である。

利用料金の水準については、今後、既存施設や他都市の状況等を踏まえて案を作成し、入札公告までに事業者に示す予定である。

### エ 開館時間

開館時間は、午前9時から午後9時までを要求水準とし、選定事業者の提案により、午前7時から午後11時までの範囲内で各諸室別に延長して設定することができる。

なお、上記の設定時間を超えて開館する場合、選定事業者はその都度、市の承諾を得なければならない。